

1. 園芸学研究に掲載する論文は、園芸学分野において新規性があり、園芸の研究または技術の進歩に関わる事項についての学術的あるいは実用的価値のある情報を含む未発表の原著論文および新技術、新品種、総説とする。
原著論文は科学的な手法・分析に基づいた独創的な研究で、新規の事実と価値のある結論を有するものとする。
新技術は実用性が高く園芸・園芸学分野の発展に貢献する新技術・新情報に関する資料とする。
新品種は新たに育成された品種の育成経過および特性の紹介とする。
総説は特定の問題について関連する重要な業績を引用し、研究の状況および進展に関して著者の観点からまとめられた論説とする。
付記 投稿する場合は下記に注意する。
投稿と同時またはそれより先に、同一または類似内容を含む記事を他の学術誌、商業誌、普及雑誌、研究報告書などに投稿した場合は、別途その記事の別刷またはコピーを 1 部添えて郵送する。ただし、口頭・ポスター発表の要旨（園芸学研究別冊など）は必要ない。
 2. 論文の投稿者は本会員に限る。共著者に会員以外の者を含んでもよいが、筆頭著者は会員でなければならない。
 3. 本誌に掲載された論文の著作権は、(一社)園芸学会に帰属する。
 4. 論文は和文とし、本規程および別に定める原稿作成要領に基づいて執筆するものとする。
 5. 原稿は電子投稿されたものを受け付ける（電子投稿の方法は原稿作成要領を参照）。
受け付けた原稿には受付番号を付し、受付日を著者に通知する。
 6. 原稿の採否は編集委員会で決定する。
原稿が電子投稿された日をもって受付日とし、編集委員会によって採択された日をもって受理日とする。受付日と受理日は論文の第 1 頁目の脚注に明記する。受付原稿について編集委員会はその内容、字句について加除訂正を著者に求め、また字句の訂正を行うことがある。訂正を求められた原稿が 1 か月以内に返送されないものは一旦受付をとり消す。また、2 か月を越えても返送されない場合は、投稿辞退とみなすものとする。
 7. 原稿が採択された場合、最終訂正稿（写真・図版を含む）を最終原稿として電子投稿する（電子投稿の方法は原稿作成要領を参照）。写真・図版において、高解像度が必要な場合は、原本の郵送を受け付ける。
 8. 投稿原著論文、新技術、新品種の刷り上がり頁数は、図表を含めて 6 頁以内を原則とする。
投稿者は刷り上がり頁数に応じて掲載料を負担する。また規定頁を超過した場合およびアート紙刷り、カラー写真印刷を希望した場合は投稿者負担とする。なお、諸負担金は学会からの請求により速やかに支払う。ただし、編集委員会から依頼した原稿は掲載料を不要とする。
 9. 著者校正は初校のみとする。その際、原則として印刷上の誤り以外の字句の修正・挿入、図版の修正は認めない。校正刷りは校正のうえで、受け取り後 3 日以内に印刷原稿とともに速達便で編集幹事宛に返送する。
 10. 別刷は表紙なしとし、50 部まで無料、それ以上は著者負担とする。
 11. 印刷上の誤りについて訂正を希望する場合は、雑誌発行後 1 か月以内に、次の様式に従って正誤表を提出するものとする。
<様式>著者名 頁 欄 行 誤 正
○○○ 23 右 7 36 38
 12. 投稿者が掲載料などの著者負担金の支払いを怠っているときは、論文の受理または掲載を保留することがある。
 13. 原稿、校正に関する連絡は受付番号で行う。
 14. 本規程の改定には、園芸学研究編集委員会の議決を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。
-
- | | | | |
|--------|--------------------|----------|----------|
| 掲載代金 | (6 頁以内) | : 1 編当たり | 25,000 円 |
| 超過頁代金 | (7 頁以上) | : 1 頁当たり | 13,000 円 |
| 英文校閲料 | : Abstract のみ | | 2,000 円 |
| | : Abstract と図表 | | 5,000 円 |
| 別刷代金 | : 50 部 (表紙なし) まで無料 | | |
| | 超過部数については本文 1 頁当たり | | 6.5 円 |
| カラー印刷代 | : 1 頁当たり | | 75,000 円 |
- ※ 平成 27 年 10 月 1 日 従前の投稿規定を投稿規程として制定する。）
- ※ 平成 28 年 1 月 15 日 体裁を一部修正